

八王子市立看護専門学校在学学生修学支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市立看護専門学校（以下、「本校」という。）に在学している学生に対し、在学中の修学を支援するための支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、将来の八王子市の看護人材の確保と市内定住の促進に資することを目的とする。

(支援金支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本校に在学していること
- (2) 卒業後、市内の医療機関等において5年間看護職として勤務し、かつ、当該医療機関等に勤務している間は、市内に居住すること

(支援金の額及び期間)

第3条 支援金の支給額は、年額 120,000円とする。

2 支援金の支給期間は、修業年限の3年間を上限とする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、八王子市立看護専門学校在学学生修学支援金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 個人情報利用同意書（第3号様式）
- (3) 勤務状況確認及び提供同意書（第4号様式）
- (4) 申請者の住民票（本籍地記載のもの）
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

(支援金の支給決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、支援金の支給が適当と認めるときは、予算の範囲内において支給を決定し、八王子市立看護専門学校在学学生支援金支給決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。また、支給が不適当と認めるときは、八王子市立看護専門学校在学学生支援金不支給決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(支 払)

第6条 支援金の支払は年1回とし、支給決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

(支援金の支給決定の取り消し等)

第7条 市長は、この事業による支援金を受給した者（以下、「支給決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の取り消しを行い、その者から支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により支給を受けたとき
- (2) 第2条に規定する支給対象者の要件を欠くことになったとき

- (3) 前各号のほか、この要綱及び他の法令に違反したとき
- 2 次に該当する場合は、支給決定の取り消しを猶予するものとする。
 - (1) 卒業後直ちに第2条第2項の要件に該当しなかった場合において、卒業後3年以内に当該要件に該当することとなったとき

(返還免除等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の返還を免除することができる。

- (1) 本人の死亡又は心身の状況により、看護職として従事できなくなったとき
- (2) 医療機関等の都合により勤務地が八王子市外となったとき
- (3) その他市長が特に認めたととき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の返還を猶予することができる。

- (1) 疾病又は災害により、要件に該当できなくなったとき
- (2) 本人の父母及び配偶者の介護又は生活支援により常時介助が必要になったとき
- (3) その他市長が特に認めたととき

(事実の調査又は報告書の提出)

第9条 市長は、この要綱に定める事項に関し、必要な調査を行うものとする。この場合において、市長は、次の各号に定める事項について、支給決定者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

- (1) 市内に居住したとき
- (2) 市内の医療機関等に就職したとき
- (3) 就職先を変更したとき
- (4) 八王子市において看護職として勤務しなくなったとき
- (5) 氏名又は住所を変更したとき
- (6) その他届出が必要な事由が生じたとき

2 支給決定者は、前項後段の規定による報告を求められたときには、遅滞なく、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 元年5月1日から施行する。